

マンション備蓄品の助成制度

大きく3点変わります

令和7年度から開始したマンション防災備蓄品購入助成金が、令和8年8月3日からさらに使いやすくなるように3点改正します。

助成額

助成率: $2/3$ (自己負担 $1/3$)
上限額: 住戸数 $\times$ 8,000円

① 上限額の廃止
80万円までの上限額が廃止されました。

対象品目

・携帯トイレ



・保存水



・防災キャビネット

NEW



② 条件緩和

これまで保管スペースがないと助成対象外でしたが、携帯トイレのみ各住戸内での備蓄でも助成の対象になりました。

③ 新規追加

※ 1基ごと10万円まで
※ 助成額 $2/3$ まで

対象

- ・総戸数50戸以上又は地階を除く階数が6階以上のマンション
- ・防災備蓄倉庫又は同等の保管スペースが確保されていること
- ・建築基準法の「新耐震基準」を満たしていること

申込方法

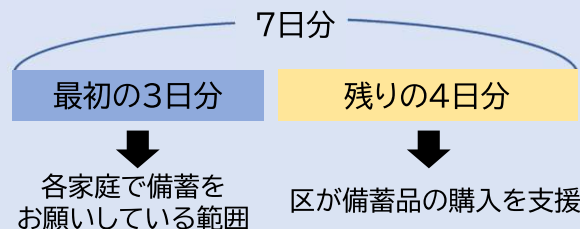
- ・オンライン申請
- ・申請書を開発指導課窓口へ提出

申込期限

- ・助成申請: 令和9年1月31日まで
- ・請求書提出: 令和9年3月31日まで

災害時は最低限7日分の備蓄が必要！

家庭で備蓄をお願いしている3日分を除いた4日分の購入費用を助成します。



すでに申し込んだマンションも！

上限額に達するまで何度でも申請できますので、ぜひ一度ご相談ください。

お申込み
お問い合わせ

足立区 都市建設部 開発指導課 開発指導係(中央館4階)
☎ 03-3880-5272(直通) FAX 03-3880-5615
Eメール kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp



詳しくはこちら



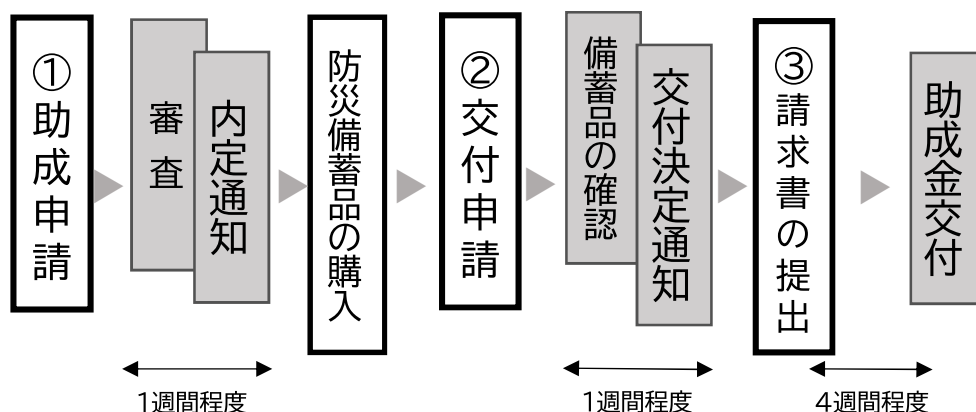
事前相談の申し込み

- 防災備蓄品の購入費用の助成を希望する方は、電話または窓口にて必ず事前相談されるよう、お願い致します。



防災備蓄品を購入する前に助成内定を受けていただく必要があります。
予算の範囲内での助成になります。

助成金交付の流れ



① 助成申請書の提出

- 助成申請書 第1号様式
- △委任状
- 案内図
- 建物の住戸数及び階数を確認できる資料
- 居住者用の防災備蓄倉庫が設置されていることを確認できる資料
- 新耐震基準を満たしているマンションであることを確認できる資料
- 防災備蓄品の購入予定品目、数量、金額等を確認できる見積書
- 助成対象マンションの所有者を確認できる書類
- 申請者本人を確認できる資料
- △その他区長が必要と認める資料

② 交付申請書の提出

- 助成交付申請書 第5号様式
- 防災備蓄品の購入費用の支払いを証する書類
- 購入した防災備蓄品の保管状況を確認できる写真
- △その他区長が必要と認める資料

○:必須書類
△:必要に応じて

③ 請求書の提出

- 助成金交付請求書
兼口座振替依頼書
第7号様式

上記のほか記載外の書類等を求めることがあります。

※ 内定前に備蓄品を購入した場合は助成の対象外となります

問い合わせ先

開発指導課 開発指導係

☎ 3880-5272

Eメール kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

令和8年7月 発行



足立区

